

# 令和7年度公用車売却を開催します

下記のとおり、公用車のせり売りを行います。多くの皆様のご来場をお待ちしております。

## ○出品車両について

計 6 台出品します。詳細については、ホームページの車両情報をご覧ください。

## ○せり売り参加に必要な資格

個人及び法人とし、次の各要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当しない者であること
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 市税等に滞納のない者であること。
- (4) 日本語が堪能な者であること。

## ○せり売り参加申し込みについて

### (1)申込書類

- ①「せり売り参加申込書(様式1)」
- ②「誓約書(様式2)」
- ③「委任状(様式3)」(代理人が参加の場合)※事前に準備すること
- ④ 本人が確認できるもの(免許証・マイナンバーカード等写真つきのもの)

※書類には押印の必要な箇所があります。印鑑をご準備ください。(法人は法人印が必要です)

※上記書類については、事前に作成し、準備をしておくと当日の受付がスムーズになります。

※落札した場合において、買受代金を当日に納付されない場合、せり売り保証金が必要になります。

あらかじめ準備をお願いします。

### (2)受付期日及び場所

- ① 受付期日 令和8年2月17日(火)13時30分～14時00分(せり売り当日)
- ② 受付場所 竹田市総合社会福祉センター 多目的ホール(竹田市大字会々1650番地)

## ○事前下見会について

日時:令和8年2月3日(火)9:00～12:00

会場:① 竹田市本庁舎裏駐車場(竹田市大字会々1650番地) 物件①～⑥

・下見会では、各車両の鍵を開放し、内装等もご覧になります。

・会場に職員がおりますので、不明点がありましたらお尋ねください。

(自動車に関して専門知識を有していないので、回答しかねることもあります。)

・下見会当日にお越しになれない場合も、売却車両を確認することが可能です。

## 会場詳細

### ○ 竹田市役所本庁会場(竹田市大字会々1650番地)

自動車で来庁される場合は、図中の「来庁者駐車場」に駐車し、「売却車両置き場」までお越しください。

事前下見会以外で車両の確認を希望される方は、図を参考に、ご自由にご覧ください。

(下見会当日以外は、車両は施錠されています。)



## ○せり売り執行の日時及び場所

日時 令和8年2月17日(火)

「受付」…13時30分～14時00分 「せり売り」…14時00分～

※参加申し込みに必要な書類を揃え、受付を行ってください。

場所 竹田市総合社会福祉センター多目的ホール

## ○せり売り保証金

買受代金を当日納付する場合…免除

買受代金を後日納付する場合…落札額の5%以上

※せり売り保証金は、受付で現金でお支払いいただきます。買受代金からせり売り保証金を差し引いた額を、後日納期限までに納付ください。

## ○せり売り当日の流れ及び確認事項等

### (1)受付

① せり売りについての説明を受けた後

・「せり売り参加申込書(様式1)」「誓約書(様式2)」にご記入の上ご提出ください。

・代理人は、「委任状(様式3)」を提出してください。

・本人確認ができるもの(免許証・マイナンバーカード等写真つきのもの)をご提示ください。

※書類には押印の必要な箇所があります。印鑑をご準備ください。(法人は法人印が必要です)

② 受付時に「番号札」を受領してください。

### (2)買受人の決定

① せり売り開始時刻は、14時00分です。(物件①から順番に行います)

② せり売り開始価格は予定価格(税抜)に消費税及び地方消費税、リサイクル料を合計した価格とします。参加者による金額の提示は、口頭で金額を宣言することにより行うものとします。この時、「入札金額」は、消費税及び地方消費税、リサイクル料を含めた額としてください。

③ 入札金額は、千円単位(日本通貨)とします。

④ 金額を宣言する場合は、「番号札」を挙げ、執行者の指示の後宣言してください。なお、一度宣言した金額は撤回できません。

⑤ せり売りの開始時は、執行者が「番号札を挙げた方の中で最も若い番号の方」に金額の宣言を指示いたしますので、その指示に従って宣言してください。以降、せり売り執行者の指示に従ってください。

⑥せり売り執行者が買受人の決定を宣言するまでの間に、最高の価格を宣言した者を買受人と決定します。

### (3)せり売りの無効

次に掲げる者が宣言した価格は、無効とします。また、それ以後のせり売りに参加できなくなります。

- ① せり売り執行者の指示に従わなかった者
- ② せり売りの条件に違反した者

## ○買受人及び金額の決定

最高額を提示した方を買受人とします。

終了時点での提示金額(消費税及び地方消費税、リサイクル料を含む)を「買受代金」とします。

## ○車両の引き渡し

- ① 買受人は、受付で番号札を提示し、落札車両及び買受代金の確認等を行ってください。
- ② 買受人は、竹田市が発行する納付書により期限内に買受代金を納付してください。なお、正当な理由なく期限内の納付が行われない場合、落札を取り消す場合があります。その場合、事前に収めたせり売り保証金は 竹田市に帰属します。
- ③ 買受人は、買受代金の納付後、「納入通知書兼領収書(納付書の半券)」を財政課に提示し、代金納付の確認を受け、「車両引換券」を受け取ってください。
- ④ 納入確認後、一週間以内に車両の引き取りを行ってください。また、車両の引き取りの際には、財政課で「車両引換券」を提示し、買い受けた車両であることの確認を受けてください。引き渡し場所は事前下見会の場所と同じです。
- ⑤ 買受代金納付時より後に車両の引き渡しを希望する場合は「保管依頼書」を提出してください。  
保管に係る費用が必要となる場合、買受人の負担となります。
- ⑥ せり落とした車両は、買受人の責任において引き取りをお願いいたします。なお、引き取りにおいて発生した事故等については、市は一切の責任を負いませんので、ご了承ください。
- ⑦ 各車両にある「竹田市」等の表記については、すべて買受人の責任において消去してください。  
(車両引渡し後概ね1週間以内に作業を行い、作業前後の写真を提出ください。)
- ⑧ 当該車両の引き取りに係る費用については、上記の作業に係る費用を含め、買受人が負担することとします。
- ⑨ 名義変更を要する車両については、名義変更が完了したことを証する書類の写しを提出してください。  
(車両引渡し後概ね1週間以内に提出ください。)

## ○買受代金の納入期限

令和8年2月27日(金) 17時00分

## ○その他

- ① 竹田市は、売却車両について契約不適合責任を負いません。すべて現状販売とします。
- ② 各車両については、長期間使用されていないものもあります。その旨ご了承の上お買い求めください。
- ③ 一度納付頂いた代金は、理由の如何を問わず、返金できません。
- ④ 一度引き渡された車両は、返品、交換はできません。

## ○お問合せ

竹田市財政課 財産活用推進室

TEL 0974-63-4802 FAX 0974-63-0995